委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事 ● 市区町村長等		
2. 都道府県名	奈良県		
3. 市区町村名	上牧町		
4. 届出番号	1		
5. 独自利用事務の事例番号	65–1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.kanmaki.nara.jp/town/mynumber		

執行機関名 上牧町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	日子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和54年7月条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月条例第30号)別表第1の2の項、別表第2の2の項上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和54年7月条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和54年7月条例第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的		第1条 この条例は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則
--------------	--	--